

風をよむ

No.82 2007.6.10

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿7-3-10

山京ビル503-201

100

定価300円

年6回刊・送料込：2,300円

郵便振替：00170-0-655767

6.15 日比谷へ！

9条改憲を許さない6・15共同行動 日比谷野外音楽堂 午後6時 集会・銀座デモ

憲法9条改憲阻止の一点にかかわって、思いを同じくする人たちと協同し、6月15日、日比谷野外音楽堂で集会と、続いて国会デモを行いたいと思います。

1960年6月15日、安保改訂阻止国民共闘会議主催の抗議行動には、全国580万人の労働者、市民、学生が参加しました。議会制民主主義の名において強行された、岸内閣の暴挙に対して、全学連の学生は抗議行動の先頭に立って闘い、その中で樺美智子が亡くなりました。そして47年後のいま、安倍内閣は危険な政治的野望を秘めて、改憲路線をひた走っています。憲法9条＝非戦平和主義の精神を投げ捨て「戦争ができる国」に日本を仕立て上げようとしています。そのための改憲手続きとして、今国会で強行採決された国民投票法案は、安倍内閣の危険な本質の一端をのぞかせています。

- ① 投票率40%なら、有権者の20%超で改訂可能。
- ② 政党・団体の資金力にまかせた野放しの広告を許認。
- ③ 550万人の教師・公務員の「地位利用」に対する活動禁止と分限処分の規定。
- ④ 憲法調査・作成の権限と、両院に対する勧告権を持つ、両院合同審査会の年中・常設。

この「改憲手続法」と「自民党改憲草案」の二つを重ね合わせてみると、そこには「9条改憲」への明白な意図を読みとることができます。このような無謀で、危険な道への未来選択はとうてい認められるものではありません。

9条改憲を批判し、異議申し立てをすることが必要です。

憲法は、国家という権力に対する、国民主権からのいわば「権力制限規範」であり、国家のあり方を定める「最高法規」です。このような国の根本規範について、一人ひとりが自分の意思を表すことが、いま求められているのではないでしょうか。去る3月20日から5月14日まで行われた「9条改憲阻止の会」の「国会前ハリスト・座り込み」も、そのような政治的意思表示の一つです。

私たちは心から呼びかけます。

9条改憲に反対する行動への意志と決意を持っておられる、すべての世代の人たち、すべての皆さんに、「9条改憲を許さない6・15共同行動」への参加を呼びかけます。

私たちは先日、60年、70年安保を斗った全学連、全自連、全共闘、青年労働者等の有志が発した「3・19／9条改憲阻止声明」に応じて6月行動に賛同し、一人ひとりが「呼びかけ人」に名を連ねることになりました。裏面の「呼びかけ人」の氏名に肩書きがないのは、一人ひとりが運動の主体であることを意味しています。また、9条改憲を許さない行動へのかかわり方、思いは各人各様です。来たる6月15日の行動は、そのような多様性がつくり出す運動への、新しい第一歩になることを確信しています。

第24回「6.23国際反戦沖縄集会」

11:00集合 優美堂駐車場（糸満・ひめゆりの塔側）／11:20デモ出発

12:00「魂魄の塔」前でアピール文朗読／12:50集会開始

※安倍総理来沖抗議行動あり

改憲策動―戦争準備へ動員される沖縄！

6・23反戦平和行進に結集しよう

5月19日早朝、辺野古「命を守る会」代表の金城祐治さんが他界された。地域を分裂させられ、運動内の矛盾もまた抱えながら背負われ続けてきたものの重さを押し量れる言葉などない。辺野古に行けば祐治さんがいるような気がする。そんな幻想と現実を繰り返し、その度に言葉がなくなるだろう。

辺野古新基地建设に海自艦投入を許すな

那覇防衛施設局は、4月24日辺野古新基地建设に向けた海域の事前目視調査を開始し、5月18日より海上自衛隊を投入してまで「事前調査」を強行した。掃海母艦「ぶんご」を肉眼に曝すほどの覚悟はなかったようだが、法を無視し情報を閉ざし、高圧的に押し寄せる政府・施設局の態度に、買弁県政すらも含め県民の憤りと不信は深まった。漁港横の監視テント裏に張られた横断幕の「琉球処分」という文言は決して大袈裟なものではない。

環境アセスメントの法手続を無視し、サンゴの産卵期に合わせるためだけの手前勝手な不当調査に真つ当な科学性があるわけもなく、その調査結果は「是が非でも辺野古に基地つくる」という意志の反映以外に利用価値はない。キャンプ・シユワブ内の埋蔵文化財試掘調査で得た陶器



や稲の花粉・焼酎遺構といった貴重な生活史の調査結果を広報誌に掲載した名護市に対し、施設局がその配布を見合わせるよう圧力をかけるといったことまで起きている。施設局とは米軍の御用達として住民を脅迫・懐柔しようとする植民地政策施行機関そのものである。

2004年8月に起きた沖縄国際大学への米海兵隊大型輸送ヘリ墜落事件も、県警は日米地位協定の前に被疑者を特定することすらできないまま、捜査終結の見通しと報道されている。「後部回転翼を固定するボルトにピンを付け忘れた」ことが原因だそう。地位協定により拒否され、県警による現場検証は機体撤去された6日後からである。日米地位協定23条「日米両国は在日米軍の財産の安全を確保するため必要な措置を取ることに協力する」、刑事特別法「米軍財産の捜索、差し押さえ、検証は米軍の同意を得て行う」、これが米側の論拠であり、そ

のバシリ機関として施設局はあり、日本政府がその行為を後押しする。米軍再編推進法によって分裂と抑圧にあえぐ沖縄

5月23日に成立した「米軍再編推進法」は、あまりにも露骨な植民地性・中央集権性を露呈した。政府案への屈服度合いに応じて地方自治体に交付金が支給されるというデータメなものである。先の参院補選で当選した島尻安伊子氏が賛成票を投じたことは記憶にとどめておくべきだろう。前知事稲嶺氏の「15年使用期限」公約が何の跡形もないよう、名護市長のV字形滑走路沖合移動案など戯れ言に過ぎない。文字通りの「出来高払い」であり、自立経済論のない買弁では飲み込まれ、都合よくあしらわれていくことは歴然としている。この従米法が、辺野古を主な念頭に入れていることは言うまでもない。

オスプレーの配備を絵図に入れた東村高江区域をはじめとするヘリパッド建設も進められようとしている。本島北部東海岸地域は人も金も多くない。そこに付け入り、地域を金で切り崩し分裂させ、文字通りの「アメとムチ」による抑制下に置く。

地域自治こそが社会運営の核であり、「グニ」を形成する活性の源と考えるべきはずが、「美しい国」に生きる売国奴の頭には従米と軍事国家化しかない。地域分裂によってどれだけ人の心が碎かれるのか。人民のアトム化による統治こそが新自由主義の本懐なのだろうが、小泉・安倍政権のもとら子供戯に等しい戦時体制諸法の制定、改憲策動、その強権体質は「亡国」の一途を辿っているといえる。しかし言いがたい。

戦争―戦後責任から逃亡し歴史の改竄を強行する日本

45年沖縄戦―52年サンフランシスコ講和条約による沖縄切捨を前提とした「独立」、47年台湾2・28事件、48年濟州島4・3事件及び50年朝鮮戦争等、旧日帝境界域での惨事は日本の「敗戦責任」の放棄に端を発し、今なおアメリカや中共の東アジア戦略の犠牲と懐柔のもとにさらされている。言うまでもなくこの観点を抜きにした「大東亜戦争」肯定論は抽象論の身勝手なオナニズムに過ぎない。沖縄戦における住民集団自決への軍閥と実質否定させた教科書検定に対し、沖縄の市町村議会は次々と検定の撤回を求める意見書を可決

した。「沖縄戦の歴史的事実を巡っては保革関係ない」という声に表れるよう、日本政府やその右派支持層が思っているほど書き換え可能な遠い時代の戦争ではない。むしろこの検定によって、日本政府が沖縄を今後どのような位置付けとして扱っていくつもりなのか察し、その危機感が議会決議として現出しているとも思える。

新たな「琉球処分」に抗して

1972年5月15日、沖縄は「日本」に復帰した。沖国大ヘリ墜落事件犯らの地位協定による被疑者特定拒否は、70年コザ暴動を呼ぶ度重なる米兵による事件、そしてその隠蔽状況を想起させる。この時代の流れの中に「琉球処分」の臭いを多くの人が嗅ぎ取っていると言ってもいいだろう。

去る5月13日には、嘉手納基地包囲行動が行われた。軽減されることのない爆音に加え、パトリオット・ミサイル(PAC3)やF22戦闘機の嘉手納配備、辺野古海域への事前調査強行、沖縄戦史の改ざん、また復帰35年という節目でもあり、多くの結果が望まれたが、残念ながら成

功とは言えない結果に終わった。参加者数減少の問題は労組の組織力や革新政党基盤の脆弱化がもたらす地域動員力の低下の表れとしてみることもできるか。鼓舞的に「成功」と言うこともできるが、あまり意味はない。この問題点の見極めは、労働運動の質と幅、その結果としてある野党連合の続く選挙敗北の問題に立ち入る。個々の参加者の決意に還元したところで、今後の展望はひらけないだろう。反基地・反戦というものをヒューマニズムや正義性において語る意味はあるが、その本質が階級性・民族自決性に起因するということから斬り込めなければ、個々の主体性に依存するしかなくなる。沖縄がおかれている状況をそれだけで覆すのは困難だろう。すべての根は「食う」こと、家族とともに生きる喜びが感じられる何かである。

「日の丸慰霊」を弾劾し、首相安倍の訪沖に痛打を

もう数日もすれば、戦後62回目の6月23日「慰霊の日」をむかえる。沖縄日雇労働組合は、毎年この日の朝、糸満よりひめゆりの塔まで独自のデモを続けている。日の丸を掲げた日本遺族会による「慰霊」を弾劾

し、沖縄人民の自決性に基づき反戦を貫こうという立場からの慰霊である。沖日労の6・23反戦平和行進に結集しよう。

また安倍首相は、22日より沖縄入りするようだ。これに依る闘争も平和市民連絡会等で準備されている。日本政府は復帰35年という節目を、より露骨な「アメとムチ」によって愚弄する姿勢を示した。辺野古新基地計画、東村ヘリパッド建設、嘉手納・普天間の爆音を始めとした生活被害、沖縄戦住民集団自決への軍閥と実質否定する教科書検定、改憲・戦時体制下への諸策動、押し寄せる「琉球処分」を粉砕するため、この節目から反撃していかう。ともに闘わん。



エクササイズ・外部としての労働者運動11

雇用破壊！

中野麻美『雇用ダンピング』(岩波新書2006)

労働者の側に立って活動してきた第一人者であることは周知の事実であろう。だからこそ本書が書かれたとも言える。

「はじめに」の項で、「一九八六年は、戦後労働法制が再編に向かつてギア・チェンジされた年といえる。男女雇用機会均等法と労働者派遣法〔職業安定法では違法とされた労働者供給事業の合法化〕が制定され、労働基準法が大幅な規制緩和にあった。／しかし、労働現場は激変した。女性労働を中心として、パート化・派遣労働者化がすすんだ。」と書き始め、「このように職場を激しく変えてきた要因は、グローバル化と規制緩和である。」と指摘する。

「非正規雇用化が、女性労働の分野を超えて若者を中心として男性にもかかりの勢いで広がっていった背景には、一九九五年の日経連(当時)による『新時代の「日本的経営」が、雇用政策を大きく転換させたことである。……／こうした雇用政策に即して労働分野における規制緩和もすすみ、一九九七年から二〇〇一年にかけて、正社員は一七

本書に対して、すでに多くの書評がマスコミでも掲載されたが、それほど「二〇〇年、労働者の「働き方(働かされる方)」は激変した。「非正規」なる言葉が、今や新聞に載らない日はない。長期臨時とか、フルタイムパートとか、誰も怪しまない。日雇派遣から偽装請負と「雇用ダンピング」はとどまることを知らない。労働市場の「規制緩和」は、労働契約そのものにまで手をつけるに到った。筆者は日本労働弁護団常任幹事にし、NPO派遣ネットワーク理事を務めながら、法曹界から現場まで広く闘う

〇万人削減され、非正社員は二〇〇万人増えた。……／安上がりな非正規雇用は、価格競争を通じて正社員常用労働者を駆逐していく。」そして一度外れた箍はもう元に戻らない。請負や委託を偽装した違法派遣の拡大「何しろ、日本経団連会長自らがその尖兵なのだ」と、底なしのダンピング競争の加速。

「問題は現代社会が直面しているのはただの『格差』ではなく、深刻な『貧困化』を伴うものであり、それがきわめて不合理な差別を含んでいるということにある。富める者の他方の極に生み出されている深刻な『貧困化』とは、いくら働いても自立して生きられない低賃金労働や、生活できる水準の収入を得るために死ぬほど働かなければならぬ長時間労働の拡大である。」「最低賃金は上回っても生活保護給付以下にしかならない低賃金労働が世代を超えて広がっている。『フリーター資本主義』という言葉は、非正規雇用が資本主義経済の基幹を支えていることを象徴している。」

「賃金は正社員の三分の一

という非正規雇用化による所得格差は、生涯賃金に換算すると一億七〇〇万円にのぼるといわれる。」「失業率は改善されても、そこで拡大した雇用の質は劣悪で、健康で文化的な最低限度の生活を充足させて「生きる」には値しないものでしかない場合が多い。」

「規制緩和」をすればするほど、違法「派遣」が増え、「違法派遣が問題になる都度、労働者派遣の受け入れをもっと広範囲に拡大すべきだ」という議論が優勢にな」という本末転倒の事態は、労働現場をめぐる様々な領域で噴出している。

例えば昨今マスコミをにぎわせた「ホワイトカラーエグゼンプション」も、「みなし労働時間制」導入によつてすでに「どれだけ働かせていても一定の時間しか働かなかつたものとして、時間外割増賃金の支払いを免れる」ことができるのだから、もう「時間外」という枷すら取っ払おうという代物。労働安全衛生法においても、一定時間を超過したときには産業医の指導や健康

診断を実施する、という「新しいルール」が定められたが、「健康に有害なストレスを生み出す長時間労働や職場環境こそ改善しなければならぬ。」そして派遣労働者への「雇止め」解雇も、「常用代替防止」を要請する法律があるので長年にわたつて働いてきた派遣労働者を切り捨てることに問題はない、とする判決すら出ている。

こうして「デーセント・ワーク(＝安心して働ける仕事)」が労働者の目標になるという惨状である。「人々は、熾烈な競争関係に適合するよう支配されていく。……格差は努力や能力の欠如の結果とみなされ、「脱落者」となったのは『努力』や『能力』の欠如が原因だと考えられてしまう。自己責任によつて説明されるソフトな支配は、人々から自律と人間としての誇りを奪い、社会の不正や差別に挑んでいく力と勇氣さえ削ぎ落としてしまう。」

そして「おわりに」の末尾に、彼女はこう書き加える。「闘うべき時には闘わなければならない」と。(K・K)